

阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇集団施設地区における試行事業実施者の募集について

令和4年5月6日 策定
南阿蘇集団施設地区利用活性化協議会

1. 公募の背景及び目的

阿蘇くじゅう国立公園の南阿蘇集団施設地区は、恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、南阿蘇地区の宿泊、野外レクリエーション、自然探勝等の利用の拠点となるよう施設を計画することとしている。熊本県及び高森町の誘致により昭和51年に休暇村南阿蘇が開設され、現在では、ビジターセンター、園地及び野営場が整備され、阿蘇くじゅう国立公園の主要利用拠点の一つとなっている。

一方で、熊本地震等の影響も受けて利用者数は減少傾向にあり、インバウンドを含めた現在の多様な利用ニーズへの対応や既存施設の老朽化等の課題も指摘されている。また、南阿蘇集団施設地区において、「国立公園満喫プロジェクト」※の具体的な展開による魅力向上を進めていくことにより、利用者数の増加や満足度の向上、長期滞在の実現等を図る必要がある。さらに、地域との協働による国立公園の管理運営のためには、民間事業者や地域関係団体が継続的に南阿蘇集団施設地区に関わり、地域活性化の拠点としても機能することも重要である。

これらの背景を踏まえ、環境省、熊本県及び高森町等からなる南阿蘇集団施設地区利用活性化協議会（以下、「協議会」という。）において、南阿蘇集団施設地区が有する優れた自然環境を土台としつつ、地区の利用活性化に向けた検討を目的とし、南阿蘇集団施設地区における魅力向上に資する事業を試行的に実施する者（以下、「試行事業実施者」という。）を公募するものである。

※「国立公園満喫プロジェクト」については以下のURLを参照

<http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/index.html>

2. 南阿蘇集団施設地区の利用活性化における基本的な考え方

①優れた景観資源の保全と快適な利用環境の確保

南阿蘇集団施設地区は、前面に根子岳、高岳の雄大な景観が、背後には南外輪山のラクダ山をはじめとした特異な山容が望まれ、展望に恵まれている。また、阿蘇野草園等では、阿蘇に生育する植物を自然に近い状態で観察することができるほか、野鳥、昆虫類、両生類など多様な生物を観察することができる。これらの景観資源や国立公園としての良好な雰囲気への保全を最優先としつつ、情報発信や自然体験活動の拠点として、ビジターセンター、園地、宿舎、野営場等の多様な利用者の快適な利用環境の確保を図る。

②優れた景観資源の有効活用

現在の多様な利用ニーズも踏まえたうえで、長時間の滞在に誘導するとともに、自然散策や新たなアクティビティ等の自然体験活動の拠点として、上述した景観資源を有効に活用し、様々な施設の相乗効果を図るための利用活性化の取組を進める。

③地域活性の拠点機能の充実

地区を含めた周辺エリアの周遊や、多様な地域事業者の参画を通して、地域と連携した取組を

進めることにより、高森町及び阿蘇くじゅう国立公園の活性化にも寄与する。

3. 募集内容

(1) 所在地

熊本県阿蘇郡高森町高森 南阿蘇集団施設地区

(2) 募集内容

- ・南阿蘇集団施設地区内のビジターセンターのウッドデッキ及びその周辺を活用した、当該地区の魅力向上に資する事業（飲食物の提供、物品の販売、イベント開催等）を試行的に実施する事業者
- ・当該事業者からの具体的な事業内容の提案

(3) 実施期間

令和4年5月から令和5年3月までのうち、希望する期間

(4) 留意事項

- ・事業の実施及び原状回復に要する費用は事業者が負担する。また、事業を実施するために必要な手続き等は事業者が行う。
- ・提案のあった事業内容については、協議会において審査のうえ、内容の一部変更又は中止を求める場合がある。

4. 応募手続き

希望者は、別紙1に定める企画書作成事項に基づき、企画書及び添付資料を作成し、別紙2の企画書提出様式に基づき、令和4年5月16日までに持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で、以下の提出先に提出すること。なお、企画書審査のために必要となる場合には、追加の書類提出を求める場合がある。

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180

阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 担当：三宅、渡辺

T E L : 0967-34-0258 F A X : 0967-34-2082

メール：NC0-AS0@env. go. jp

5. 試行事業実施者の選定方法

提出された企画書を協議会において審査し、試行事業実施者を決定する。

6. 試行事業実施に向けた手続き

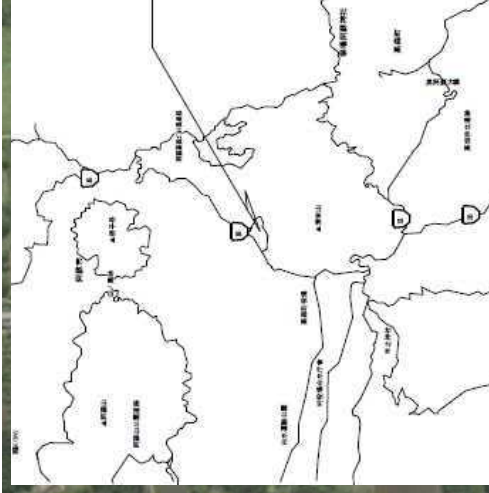
(1) 国有財産の使用許可

試行事業実施者は、あらかじめ、環境省九州地方環境事務所長宛に、所定の様式による国有財産使用許可の申請手続きを行わなければならない。また、必要な国有財産使用料を負担する。国有財産使用料は1㎡あたり年間35円（税抜き）であるが、経済情勢の変動、国有財産関係法令の改廃その他の事情により変更する場合がある。

(2) 協定書の締結

試行事業実施者は、あらかじめ、施設の使用、事業運営、経費負担、安全管理等に関する協定を環境省九州地方環境事務所長と締結する。

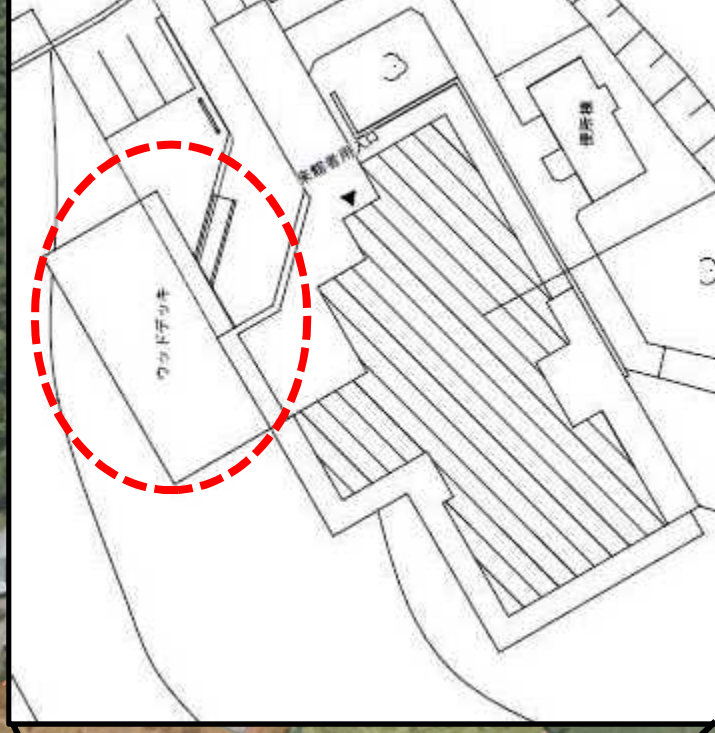
【所在地 地図】 南阿蘇ビジターセンター



【所在地】
熊本県阿蘇郡高森町高森3219

※試行事業実施者の募集対象は、
南阿蘇ビジターセンターのウッドデッキスペース
及びその周辺（下図赤点線丸部分）となる

南阿蘇ビジターセンター



南阿蘇ビジターセンター拡大図



付近見取図